

横浜市立洋光台第一小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定（令和4年5月6日改定）

（１）いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、
「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

○いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である。

○特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

○いじめのない社会実現に向け、学校、保護者、地域、行政機関など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する。

○子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

（２）「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

○「学校いじめ防止対策委員会」の基本構成メンバーは、管理職、児童支援専任教諭、特別支援教育コーディネーター、各学年教諭、個別支援級教諭、養護教諭である。

○上記のメンバーに加え、必要に応じて心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー・SSW等）の参加を求める。

②委員会の運営

○「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回定期的を開催する。

○いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

○校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない学校風土づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

○早期発見・事案対応

- ・いじめの相談・通報の窓口（代表窓口は児童支援専任）の設置及び周知
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・児童理解、児童指導に関する教職員の資質の向上のため、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・被害児童及び保護者への支援及び、加害児童及び保護者への指導・支援

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行含む）

(3) いじめの未然防止・早期発見・事案対応

①いじめの未然防止

○人権教育の推進（人権週間、学級人権目標の策定）

○道徳教育の推進

○「洋ルール」を初期指導とする、社会性・公共心の育成

○「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の年間計画の作成、活用

○「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用による、互いに認めあえる人間関係・学級風土づくり

○すべての子どもに対する支援教育の推進

- ・学級での支援 ・第2学習ルーム（特別支援教室）での支援
- ・第1学習ルーム（個別支援学級）での支援
- ・通級指導での支援

○一人ひとりが分かる授業づくり

- ・少人数指導、個別指導、教科分担制 等
- ・授業のユニバーサルデザイン化の推進

○コミュニケーション能力の育成（肯定的な学級集団づくり、言語能力の育成）

○児童主体のいじめ防止の取組（児童運営委員会、横浜子ども会議 等）

○児童に対するネットマナーの出前授業（インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進）

○いじめ防止月間におけるいじめについての全校周知

○各学級の児童がいじめを自分たちの問題として話し合う機会の設定

- 中学校ブロックの連携
 - ・横浜こども会議
 - ・中学校ブロック研究会

②いじめの早期発見

- いじめの定義理解を含む教職員の研修
- いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（児童支援専任を中核とする情報共有体制の構築）
 - ・いじめ防止対策委員会
 - ・人権児童支援委員会
 - ・職員会議
 - ・学年研
- ひとりの児童を複数の職員で見る体制の構築
 - ・教科分担制、専任、養護教諭、他
- 定期的なアンケートの実施（年間3回程度）
- 定期的な保護者との教育相談の実施（夏休み前の個人面談、前期終了前の三者面談）
- 保護者、地域、関係機関（南部児童相談所、南部地域療育センター、区役所、警察等）との連携

③いじめに対する措置

- 「学校いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針決定、記録
- 被害児童及び保護者への支援
- 加害児童及び保護者への指導・支援
- 児童全体への指導・支援と再発防止のための対策
- 関係機関との連携
 - ・南部児童相談所 ・南部地域療育センター ・区役所 ・警察 その他
- 保護者との連携、協力

④いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

《いじめの解消の要件》

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消に至るための取組として以下を行う。

- ・被害児童及び保護者から心情を聞く
- ・複数の教職員の目による状態チェック、報告及び情報交換の実施
- ・児童が気軽に相談できる機会の設定・窓口づくり
- ・加害児童及び保護者への指導・支援
- ・いじめを否定する学校風土づくり

⑤教職員等への研修

- 児童理解研修の推進（年度当初と夏休みの2回、随時）
- 必要に応じて講師を招いての特別研修の実施
- 配慮が必要な児童に関する理解研修の実施
- 洋一ルール研修の実施

⑥取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継 学校いじめ防止基本方針確認、洋一ルール研修 支援ニーズ調査の確認、児童理解研修 Y-Pアセスメントによるアンケート Y-Pアセスメント支援検討会	保護者懇談会 地域巡り
5月	中学校ブロック研究会① 子どもの社会的スキル横浜プログラムの実施	学校教育説明会
6月	個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成、検討 支援ニーズ調査の集約 中学校ブロック研究会②	
7月	個人面談からの支援ニーズ集約、個別の教育支援計画を保護者と共有（個人面談時）、学校生活アンケート、児童理解研修、特別支援研修、人権研修	地区別懇談会・学 地連総会 保護者個人面談
8月	学校生活アンケート結果の分析と今後の具体的な対応の検討、横浜こども会議	
9月	Y-Pアセスメントによるアンケート	
10月	Y-Pアセスメント支援検討会	三者面談
11月	中学校ブロック研究会③ 学校生活に関するアンケート（児童、保護者） ネットマナーの出前授業（5年生）※時期の変更の可能性あり	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート、面談）	
1月	支援ニーズ調査からの検討会	
2月	個別の教育支援計画及び個別の指導計画の評価 （第2学習ルーム授業参観） （第2学習ルーム個人面談、個人面談からの支援ニーズ集約） いじめ防止基本方針の評価	入学説明会 （基本方針説明）
3月	年間の振り返り、新年度への引継 幼稚園・保育園・中学校との引継	学校教育説明会
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

(4) 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

○この「洋光台第一小学校いじめ防止基本方針」は、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針に基づいて見直しを検討し、措置を講じる。